

町内事業所の皆様へ

令和3年1月に発出されました緊急事態宣言は、3月21日をもって全都道府県で解除されましたが、県内においては感染者の増加が続いており、特に感染の拡大が顕著な長野圏域及び上田圏域については県が独自に定める感染警戒レベルが4に引き上げられたことから、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」が発出されています。

また、当町においても、3月下旬から複数の感染が確認されるなど、感染が拡大しつつあります。

年度末・年度始めには、人の移動や集まる機会が多くなりますが、会議や出張、会食、休暇などの分散化や小規模化、遠隔化にご協力をいただき、下記事項の取り組みをはじめ、改めて感染予防対策の徹底と行動をお願いします。

記

- 1 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守についてご協力をお願いします。
 - ・ 感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけてください。
- 2 オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・ 感染の発生に伴う事業活動への影響を避けるため、職場においては、手洗い・手指消毒・マスク着用・定期的な換気など基本的な感染予防策を徹底してください。
 - ・ 休憩時など、居場所が変わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外した会話等、感染リスクが高まる行動の恐れがあるとされているため、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めてください。
 - ・ テレワークや時差出勤等柔軟な勤務体制を導入し、対応が可能な場合は、職場に出ている職員数を通常より少なくするなど、人との接触機会を減らすよう努めてください。

令和3年3月29日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（坂城町長） 山 村 弘